

平成26年 第1回
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【3月27日】

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 議席の指定	2
日程第2 会議録署名議員の指名	2
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 会期の決定	3
日程第5 選挙第1号 副議長の選挙	3
日程第6 一般質問	5
日程第7 報告第1号 専決処分の報告について	13
日程第8 議案第1号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	13
日程第9 議案第2号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算案	14
日程第10 議案第3号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算案	14
日程第11 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員そ の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について	17
日程第12 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正について	18
日程第13 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療に関する条例の一部改正について	18
日程第14 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願	20
閉会	23
会議録署名	24

日時・場所

平成26年3月27日(木) 14時00分

博多サンヒルズホテル(福岡市博多区吉塚本町13番55号)

出席議員(24名)

2番 藤沢 加代	10番 金子 健次	22番 井上 健作
3番 吉村 太志	11番 三田村 統之	23番 大林 弘明
4番 松野 隆	12番 松下 俊男	24番 長崎 武利
5番 調 崇史	15番 井本 宗司	25番 奥村 守
6番 平畑 雅博	16番 小島 輝枝	27番 井上 利一
7番 古賀 道雄	17番 井上 保廣	28番 田頭 喜久己
8番 田中 博文	18番 小山 達生	30番 渡邊 元喜
9番 伊藤 信勝	19番 高木 典雄	32番 今富 壽一郎

欠席議員(8名)

1番 鷹木 研一郎	20番 森田 俊介	29番 石川 潤一
13番 平安 正知	21番 月形 祐二	31番 永原 讓二
14番 藤田 陽三	26番 松尾 勝徳	

説明員

広域連合長 井上 澄和、副広域連合長 南里 辰己、
事務局長 井上 秀敏、会計管理者 奈良崎 洋治、
事務局次長 後藤 基明、医療費適正化等担当次長 大橋 裕明、
総務課長 栗山 勝典、総務課課長 大村 敏博、事業課長 江崎 浩二、
事業課課長 磯邊 哲憲

議事補助員

書記 楠本 祐子、書記 村吉 忠義

議事日程・会議に付した事件

日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸般の報告
日程第4 会期の決定
日程第5 選挙第1号 副議長の選挙
日程第6 一般質問

- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 議案第1号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)
- 日程第9 議案第2号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案
- 日程第10 議案第3号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第11 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第14 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願

■開会・開議(14時00分)

議長(奥村 守) 皆さん、こんにちは。議長の奥村でございます。

ただいまから、平成26年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、22名であります。議員定数は34名で、定足数は17名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

(最終出席者：24名)

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

■日程第1 議席の指定

議長(奥村 守) それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

■日程第2 会議録署名議員の指名

議長(奥村 守) 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、12番、松下俊男議員、32番、今富壽一郎議員を指名いたします。

■日程第3 諸般の報告

議長（奥村 守）次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査結果報告です。監査委員からお手元に配付のとおり、「平成25年6月から平成26年1月までにおける例月出納検査の報告」がっております。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

■日程第4 会期の決定

議長（奥村 守）次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

■日程第5 選挙第1号 副議長の選挙

議長（奥村 守）次に、日程第5選挙第1号「副議長の選挙」です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、飯塚市議会議長であります、8番、田中博文議員を指名いたしたいと思っておりますが、お諮りします。田中博文議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、田中博文議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました、田中博文議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。事務局は、田中議員に告知書を渡してください。

議長（奥村 守）田中副議長に、就任のごあいさつをお願いします。

副議長（田中 博文）ただいま副議長に推挙いただきました、飯塚市の田中でございます。今後は奥村議長を支え、本議会の円滑な運営に努力してまいりますので、どうか、議員の皆様方の温かいご支援・ご協力を賜りますようお願いいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（奥村 守）ありがとうございました。

次に、広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）皆様こんにちは。去る2月24日に広域連合長に就任いたしました、春日市の井上でございます。

議員の皆様におかれましては、年度末のご多忙の折、ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの広域連合長の就任に当たり、県内すべての市町村が参加して構成する広域連合の長として、また、県内約60万人の被保険者の健康と医療を担う制度運営の責任者としての職責を重く受けとめ、身の引き締まる思いでございます。

これまで制度発足から6年間、円滑な制度運営を果たしてこられました歴代広域連合長の志を引き継ぎ、県内の被保険者の皆様日々健康で過ごされますよう、また、安心して必要な医療を受けることができますように、引き続き県内60市町村と連携し、円滑な制度運営に取り組んでまいり所存でございます。

さて、皆様もご承知のとおり、後期高齢者医療制度については施行当初から制度廃止の議論が続くなど、先行き不透明な状況が続いておりましたが、昨年8月に社会保障制度改革国民会議から報告書が提出され、12月には改革の道筋を示した、いわゆる「プログラム法案」が国会において議決されました。同法において、本制度については現行の枠組みを維持することとされております。今後、国においては、同法に基づき個別の改革に必要な法改正が進められる見込みでございます。こうした中、将来を見据えた、より一層、適切で効率的な制度運営が必要であることを痛切に感じているところでございます。

今年度は、平成26・27年度の保険料率の改定作業を進めてまいりました。保険料率算定の基礎となります、本県の後期高齢者一人当たりの医療費は、10年連続して全国で最も高いものとなっております。

医療費の伸びが保険料に大きな影響を与えますことから、本広域連合といたしましては、昨年3月に策定いたしました第2期健康長寿医療計画に基づき、より積極的に健康づくりの推進や医療費の適正化に向け、これまで以上に構成市町村をはじめ、福岡県及び関係機関との連携を深め、ご意見をお伺いしながら、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様をはじめ、関係の方々のご指導、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

本日の定例会に提出しております議案でございますが、平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算案及び平成26年度一般会計・後期高齢者医療特別会計予算に関する議案ならびに条例改正議案など計6件を提出いたしております。

後ほど、提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、各議案につきまして、慎重にご審議をいただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

■日程第6 一般質問

議長（奥村 守）次に、日程第6「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。2番、藤沢加代議員。

2番（藤沢 加代）皆さま、こんにちは。北九州市議会議員日本共産党の藤沢加代です。一般質問をいたします。

4月1日からの消費税増税は後期高齢医療制度にも大きな影を落としています。年金の削減は12月支給分から1%が既に引き下げられており、4月からまた0.7%下がります。低年金で苦しい生活を強いられている人は多く、加入者の半分近くは年間100万円にも満たず、厚生年金を合わせても月10万円以下の人は1,300万人近くもいます。アベノミクスによる円安などで食料品や光熱費などが高騰し、消費税増税を直前に控えての本議会の開催となりました。

2年ごとの保険料の見直しで、来年度予算で26・27年度の保険料が提案されましたが、引き下げの期待も空しく、一人当たりの平均額は今期より1,136円の引き上げになりました。こうしてどんどん保険料が上がっていくのはこの制度の持つ根本的な問題です。被保険者が増えれば増えるほど、すなわち高齢人口が増えれば増えるほど、そして医療費を使えば使うほど保険料にはね返ってくる仕組みだからです。ここにこの制度が差別医療として国民の大きな批判を招いた根幹の問題があります。国がいったん廃止を決めた制度の継続はいずれ大きな壁にぶつからざるを得ないのではないのでしょうか。消費税増税は本制度発足以来の危機といわねばなりません。

そこで広域連合長も代わられましたので、消費税増税の影響等高齢者の深刻な負担増を前に、新しい広域連合長に改めて本制度についての認識を伺います。

次に、平成26年度予算案に関連して3点伺います。

まず一人当たりの平均年額保険料79,924円、1,136円の値上げについてです。

現在、年間平均保険料は78,788円で全国5番目の高さです。均等割額55,045円も所得割率10.88%も全国1高いものとなっていますが、さらに均等割額は56,584円となり、1,539円2.8%のアップ、所得割率も11.47%へ0.59ポイントの引き上げです。賦課限度額も55万円から57万円に上がります。昨年度末の決算では163億8,166万円の剰余金が出ていましたので、保険料の引き下げの期待がありましたが、結局平均では値上げとなってしまいました。今期の保険料は前期から4,947円6.7%の引き上げでしたが、来期は1,136円、1.4%で、引き上げ率を低く抑えることができましたとしています。引き下げはしないまでも平均で現状維持の可能性はあったのではありませんか。前回の算定時には財政安定基金から、90億7千万円の交付を受けていますが、今回は25億円に過ぎません。今年度末基金残高は60億円です。あわせて、今回の値上げをしなかった場合、必要な額を明らかにしてください。答弁を求めます。

次に、モデル世帯の保険料についてです。

次期保険料の算定には消費税増税の影響が特に低所得者に大きいことに配慮して、国民健康保険制度と同様に国が均等割額の5割減免2割減免の基準額引き上げで、対象者枠を拡大する措置を取ったことが反映しています。確かに5割減免は60万人、2割減免は50万人対象とされ、本広域連合でも減免対象世帯は拡大し、今年よりも安くなる方はいます。ところが同じ年金収入でも、下がる場合と逆に上がる場合があります。例えば、単身で基礎年金のみ満額で77万円の場合は所得割はありませんが、均等割額が上がり9割軽減をしてもなお、保険料は5,500円から5,650円と2.7%上がります。低所得者対策と言いながらこの引き上げはひどいではありませんか。今回均等割額の減免が拡大することで、単身厚生年金収入192万5千円の場合は保険料65,520円から50,940円に22.3%安くなります。夫婦世帯ではどうでしょうか。夫妻ともに5割軽減世帯夫217万円、妻77万円、2割軽減世帯夫258万円、妻77万円では、それぞれ夫妻ともに下がりますが、夫が300万円では、妻が77万円でも軽減はないので、夫も妻も引き上げとなります。77万円の妻は1,540円の引き上げです。均等割額の軽減は世帯所得に応じて決定されるのでこういうことが起こります。同じ年金額でも保険料が異なることはもちろん今回の軽減策でも、下がる人はいいいです。でも、上がる場合は不公平感を免れません。答弁を求めます。

次に、財政安定化基金の活用についておたずねします。

財政安定化基金拠出金はゼロ予算、26・27年度は基金残高が十分あると拠出を行わないということです。十分という金額は平成25年度末で60億円の見込みです。保険料抑制のために来年度もこの基金から前倒しで交付された25億円が支出されることになっていますが、本来財政安定化基金は給付と収納2つのリスクに備えて県に設けられているもので、国と県と広域連合がそれぞれ3分の1ずつ負担するものです。広域連合が出さないということは県も国も出さないということです。前年度と同額を積み立

てるとすると3者で18億円基金残高が増えます。広域連合の支出を6億円抑制できるとしても、国と県からの財源を活用できません。この18億円も積み立て、さらに保険料抑制に活用すべきと考えます。答弁を求めます。

次に、肺炎球菌ワクチンへの助成を求めて見解を伺います。

肺炎予防に有効とされる成人用肺炎球菌ワクチンの接種について国が定期予防接種とし3割の交付税措置で今年10月から助成を始めることが決まりました。約8,000円の費用がかかるため、全国で公費助成を実施する自治体が増え、全国836の市町村がすでに実施し、広域連合として実施しているところがあります。本広域連合においても実施している一部自治体に対し、保健事業の費用から助成を行ってきました。自治体によっては個人負担の格差が出るのが予測されます。個人負担をできる限り少なくするために、また、自治体間格差をなくすために、広域連合として助成をするよう求め、見解を伺います。

あわせて医療費の低減効果について試算するよう求めます。本広域連合も医療費の削減が大きな課題となっています。全国では5年間で約4,700億円の低減効果があるとされています。答弁を求めます。

最後に、短期保険証の発行について伺います。

依然として短期保険証の発行が行われています。本広域連合の発行率は、昨年8月の0.70%から本年2月には0.45%と下がってはいますが、全国平均0.248%よりも高くなっています。特に筑紫野・朝倉・福津市など3ヶ月証発行が目立ちます。自治体の判断はあろうかと思いますが、短期証は収納のペナルティです。広域連合として短期証の発行を控えるよう要綱を改めるべきです。見解を伺います。

以上で質問を終らせていただきます。

議長（奥村 守）井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）藤沢議員のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立ち、医療費から自己負担額を除いた医療給付費のうち、約5割を公費、約4割を現役世代の保険料、残りの約1割を保険料として被保険者にご負担いただいている、世代間の負担を明確にした制度であります。

後期高齢者医療制度については、施行当初から制度廃止の議論が続くなど、先行き不透明な状況が続いておりましたが、昨年8月6日の社会保障制度改革国民会議からの報告書では、「後期高齢者医療制度は、現在では十分定着していると考えられる。」とし、「今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である。」との見解が示されました。

また、この報告書を受け、昨年12月13日に公布・施行されました、社会保障制度改革の法制上の措置を定めた、いわゆる「プログラム法」では、後期高齢者医療制度については、現行の枠組みを維持することとされております。

高齢者を取り巻く経済環境は、消費税率引き上げや年金額の引き下げなどから、厳しいことは認識いたしております。

本広域連合といたしましては、引き続き、現行制度の円滑な運営に取り組むとともに、高齢者が将来にわたり安心して必要な医療を受けることができる制度となるよう、国の動向等を注視し、状況に応じて必要な改善を行うよう国や関係機関への要望等を実施してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目以降につきましては、事務局長等から答弁をさせていただきます。
事務局長（井上 秀敏）議長。

議長（奥村 守）井上事務局長。

事務局長（井上 秀敏）事務局長を務めさせていただきます井上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは、2つ目にご質問をいただきました平成26年度予算案に関する3つのご質問について答弁させていただきます。

まず初めに保険料について、現状維持の可能性と値上げをしなかった場合の必要額についてご質問いただきましたので答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年毎に2カ年度分を通して算定することとなっております。平成26・27年度の保険料の改定におきましては、若人人口の減少に伴いまして後期高齢者負担率の上昇等により、1人当たりの平均保険料は、7.5%の増加が見込まれたところでございます。

保険料増加の抑制に向けまして、剰余金や財政安定化基金の活用がありますが、次期の財政安定化基金につきましては、国から平成24年度と平成25年度の前期分の交付額を上限として、それを超える場合は、国と協議を要するとされております。

前回の保険料の算定時には、財政安定化基金から90億7千万円の交付を受ける予定でございましたが、この間、医療給付費の伸びが鈍化したため、実際に交付を受けたその額は平成24年度の約25億円でございました。

本広域連合といたしましても、保険料の上昇抑制に向け、国と積極的に協議をいたしました。国の見解は、本広域連合の試算段階の保険料の伸び率は、全国の状況と比較すると妥当な範囲であるとして、財政安定化基金につきましては、平成24年度の交付額である25億円以内との助言があったわけでございます。それに基づきまして、県と協議の上、25億円の措置を受けたものでございます。

そして、通常剰余金約36億円とこの財政安定化基金約25億円の合計約61億円全額の活用によりまして保険料の4.6%の抑制を行い、さらに新たに拡大されました低所得者の負担軽減対策によって1.5%減少の反映により、保険料の上昇幅は、最終的に1.4%となったところでございます。

以上のように、保険料の上昇1.4%は本広域連合としても最大限努力した結果でございまして、このような1.4%の上昇となったところでございます。

なお、平均保険料額を78,788円に据え置いた場合に要する費用を試算いたしま

すと約19億円となります。

次に、2つ目の世帯所得で判定される均等割額軽減の不公平感についてご質問を受けましたので、答弁させていただきます。

後期高齢者医療制度では、医療給付費のうち、約1割を保険料として被保険者にご負担いただいております。所得が少ない世帯については、その負担を考慮して、保険料を軽減する仕組みが設けられております。

保険料の軽減は、高齢者の大半が住民税非課税者であることや、社会実態として生計の単位が世帯単位であることから、国民健康保険や介護保険と同様にこの後期高齢者医療制度におきましても世帯単位での判定とされております。

また、今回、社会保障と税の一体改革による消費税増収分を活用した社会保障の充実策として、国民健康保険や後期高齢者医療制度の低所得者に対する保険料軽減措置の拡充によりまして、均等割の2割と5割の軽減拡大が実施され、本広域連合におきましても全体の6割を超える方が軽減の対象となります。

後期高齢者医療制度の保険料の負担は、軽減制度が拡充されるなど、個人や世帯での負担能力に応じたものとなっているところであり、特に低所得者世帯の方に配慮したものとなっておりますが、今後とも、本広域連合といたしましては、国に対して保険料軽減措置の継続を、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の財政安定化基金の18億円の積立てとその活用についてご質問を受けましたので、答弁させていただきます。

財政安定化基金は、都道府県に設置され、県が管理運営することとなっております。その本来の目的は広域連合の給付増のリスクや保険料の収入リスクによる財政不足等について、広域連合へ資金の交付・貸付を行うことがその主な目的となっておりますが、平成21年度に高確法、高齢者の医療の確保に関する法律及び福岡県条例の改正が行われまして、平成22年度からは保険料の増加抑制に向けての活用が可能となったところでございます。

今回の保険料改定に際して、財政安定化基金の拠出率の取扱いに関する国の考え方は、平成27年度末の基金残高をまず見越して、各都道府県で判断することが示されております。

このことから、福岡県においては、平成25年度末の財政安定化基金の残高、これが約61億円は事業運営に要するリスクの必要経費として約18億円の3.4倍となっていることから、今回においては、県は新たな拠出は要しないと判断されたところでございます。

なお、財政安定化基金の拠出率は、2年間を一期間としており、直近の実績により2年毎に定められるため、今後においては、その時点の情勢により、県において、柔軟かつ適切に対応されるものと考えております。

私からは以上でございます。

事務局次長（後藤 基明）議長。

議長（奥村 守）続いて後藤事務局次長。

事務局次長（後藤 基明）事務局次長の後藤でございます。

それでは、私からは肺炎球菌ワクチンについて、まずお答えいたします。

現在、本広域連合といたしましても、国の特別調整交付金を財源とした長寿・健康増進事業の中で、独自で成人用肺炎球菌ワクチン接種事業を実施している自治体の取組を助成しております。

成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成26年10月から予防接種法の改正により、各市町村が実施主体となり、定期接種が実施される予定でございます。

その際、国においても各市町村に対する地方交付税措置がなされる予定であり、これまで公費助成を実施していなかった市町村においても一定の助成がされることとなります。

予防接種法改正後の本広域連合からの助成につきましては、財源が保険料となり、被保険者に新たな負担を求めること、また、接種を受ける方と受けない方との負担の公平性を図る必要があることから困難であると考えております。

また、ご質問の医療費の低減効果につきましては、後期高齢者医療費の適正化にも寄与するものと考えておりますので、市町村と連携協力しながら、また、国等の協力を得ながら研究してまいりたいと思っております。

本広域連合といたしましては、今後とも、国に対してより一層、医療費適正化が推進できるよう長寿・健康増進事業の更なる充実を求めてまいりたいと考えております。

次に短期被保険者証についてお答えいたします。

厚生労働省は、収納対策について、滞納初期の段階からきめ細やかな対応を行うことが必要であり、とりわけ滞納被保険者と接触して納付相談の機会を増やすことが重要であるとして、短期被保険者証の交付を繰り返し行うことを求めており、これを受けまして、本広域連合を含め、全国の広域連合において、短期被保険者証の運用を行っております。

保険料の収納対策を効果的かつ効率的に行うためには、保険料滞納被保険者と接触して納付相談等の機会を増やすことが重要であることとあわせ、被保険者間の負担の公平性を図る上からも、必要なものと判断して実施しております。

また、短期被保険者証は、有効期限が短いのみで、受診にあたっては、通常の被保険者証と同様であるため、受診抑制につながるものではございません。

なお、本広域連合の交付要綱では、保険料の滞納額が調定額の10分の3を超える方を短期被保険者証の交付対象者としておりますが、分納誓約を誠実に履行されているなど、一定の条件に該当する方は、市町村の判断で、交付対象者から除外することとしております。引き続き、適正な制度の運営に努めてまいります。

以上でございます。

2番（藤沢 加代）議長。

議長（奥村 守）藤沢加世議員。

2番（藤沢 加代）再質問をさせていただきます。まず、連合長にもう一度お尋ねしたいと思います。先ほどのごあいさつの中で、また、広域連合のホームページの就任のごあいさつの中でも、広域連合長が10年連続して福岡県が医療費が最も高い状況になっていること、医療費の伸びが被保険者の保険料に大きな影響を与えることから、医療費の適正化に向けた取り組みが喫緊の課題と認識しているというようなことが語られております。そこで、後期高齢者医療制度の根本の問題を認識しておられると理解いたしました。そこで、改めて、今度の消費税増税に向けての保険料の算定を見ましても大変負担が重くなります。そこで、改めて、国に対して廃止を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。まず、1つです。

それから2つ目には、今回、連合長が新しくなられました。それで、保険料の引き下げについて努力していただくということを約束していただきたいですけれども、いかがでしょうか。

今、収入が増えるのだったら、消費税増税も多少我慢できるかもしれませんが、収入が減る中で、あらゆるところで負担が増えます。そこで、私も市民の方から食べられる年金にしてくださいという声を何人もの方から伺っております。ここにおられる議員の皆さんもそういうことをたくさん聞いておられるのではないかと思います。ですから、この保険料の引き下げについては、今、事務局長が来年度については最大限の努力をしたと言われておりますけれども、さらに、いろいろ研究もしていただいて約束をしていただくことはできないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、財政安定化基金についてですが、25億円今回投入をするということでしたけれども、これが都道府県の考え方でいいということ为先ほど答弁の中で言われました。そうしますと、先ほどは国と県と十分に協議して25億円という金額が決まったようにありますけれども、この財政安定化基金、やはり今回非常に消費税増税でリスクも大きいと思います。この安定化基金、来年度ゼロの予算ですけれども、従来通りの基金を積み立てますと、ちょうど、今回の引き上げ分の金額約19億円、積み立てますと18億円になりますが、こういうものを積み立てれば、基金残高を現在のまま残したままで引き上げないということも可能です。ですから、補正予算を組んでも引き上げないということはないのかお答えいただきたいと思います。

それから、これからの拠出ですけれども、国が示しております財政安定化基金の標準拠出率が現在0.09%ということですが、今後これが半分の0.044%に下がるということです。リスクは低いという風に見積もられていると思うんですけれども、そうしますとこの積み立てる財源が減っていくわけです。そうしますと、この安定化基金を用いて保険料抑制に使えることとなると思うのですが、ちゃんと積み立てるべきと考えますが、答弁を求めたいと思います。

議長（奥村 守） 連合長。

広域連合長（井上 澄和） ただいまのご質問につきまして、保険料率につきましては、そのときの状況を見ながら、最大限の努力をして参りたいと思っております。その件につきまして、あるいはその他のご質問については、事務局長等よりご答弁をさせていただきます。

事務局長（井上 秀敏） 議長。

議長（奥村 守） 井上事務局長。

事務局長（井上 秀敏） 先ほど2回目のご質問ですが、財政安定化基金についてでございますが、従来通り積み立てればそれを取り崩して保険料を下げられないかというご質問でございます。先ほどの答弁で申し上げましたが、国において、いろいろ協議を進めてまいりました中で、現行の試算の福岡県の率で言えば、全国的にも、そう伸び率は高くないという国の見解がありました。この財政安定化基金は、本来の目的は、先ほども申し上げましたが、やはり、極端なその期間における医療給付費の伸び、そのリスクをいかにして、またあわせて、収納の状況で、低く極端になった場合の収納その料金、これによって運営が困難だというような状況の中で県が管理しております基金について協議申し入れを行いまして、基金の取り崩しをやって貸し付けという形になります。そうした中で、その基金につきましては、また次期の保険料率改定の際に保険料にまた上乘せしてくるというような形になります。国の方では、上限を25億円ですというような意見をいただきながら、福岡県とも協議を重ねる中で、県といたしましての見解も一定のその36億円という余剰金で保険料を抑えることで一定理解できる率ではないかというようなご意見をいただきましたけれども、私ども後期高齢者医療制度を所管いたします、この広域連合といたしましては、なお一層の軽減を図る必要があるというような視点に立ちまして、この国が示した上限である25億、限度額いっぱいまで活用させてくれと協議を行って余剰金36億円とあわせまして、61億円で抑制策をやってきたという状況でございます。ここでまた、新たに基金を積み立てまして、年度中途の補正予算ということにつきましては、国の見解また県の考え方でそれはできないという風に思っております。

また、2つ目に拠出率についてでございますが、今回、県の方は基金残高が61億円ある、25億円取り崩しても61億円ある、リスク回避に18億円が国の方では必要だと試算されていますが、その3.4倍の基金残高があるということから、県においては、今回は基金の積み立ては必要ないだろうと、そして2年後の次期保険料改定の際にこの基金残高を見つめて、必要であれば、その率を改正し条例化して行って、新たに積み立てていくという見解が示されましたことから、このような県の見解に従い、拠出率については県は0%、私どもの方としましても、それに従いまして3分の1の負担であります6億円を積み立てからはずしました。この積み立てからはずすことによって、保険料の軽減にも一定寄与しているということでございますので、ご理解のほど、よろしくお

願いいたします。

以上です。

2番（藤沢 加代）議長。

議長（奥村 守）藤沢議員、予鈴が鳴りまして、あと33秒あります。

2番（藤沢 加代）では、最初に要望をしたいと思います。肺炎球菌ワクチンへの助成についてです。先ほど、広域連合としては難しいと言われたのですが、いろいろ研究して、という風なお答えもございました。広域連合として、何が難しいか分かりませんが、広域連合としてやっているところもあるわけですから、できないということはないと思うんですけども、ぜひ費用削減効果があると言われていて、この広域連合の一番の課題は医療費を何とか抑えていくということで、途中ですが、時間となりましたのでこれで。

議長（奥村 守）以上で、通告のございました質問は終わります。

■日程第7 報告第1号 専決処分の報告

議長（奥村 守）次に、日程第7報告第1号「専決処分の報告」について、その説明を求めます。井上事務局長。演台から報告をお願いします。

事務局長（井上 秀敏）それでは、報告第1号をご説明させていただきます。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている「交通事故による損害賠償額の決定」について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをお願いします。その内容でございますが、平成25年11月13日に発生いたしました本広域連合の公用車と相手方車両との物件事故につきまして、相手方車両の物的損害に対して280,700円を賠償したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

議長（奥村 守）以上で報告は終了いたしました。

■日程第8 議案第1号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

議長（奥村 守）次に、日程第8議案第1号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上事務局長。

事務局長（井上 秀敏）議案第1号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補

正予算案（第1号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ67億2,684万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、6,815億7,268万9千円とするものでございます。

また、併せまして、消費税増税に伴い、第2表債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

2ページ、3ページをお願いします。第1表は、歳入歳出の補正額及び補正後の総額を計上いたしております。詳細につきましては、事項別明細書でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお願いします。歳入10款「繰越金」は、平成24年度の給付実績に基づき、国及び県への医療給付費等の負担金及び補助金の清算返還を行う財源として、前年度からの繰越金67億2,684万3千円を計上するものでございます。

歳出につきましては、10、11ページをお願いします。1款「総務費」1項1目23節「償還金、利子及び割引料」は、国・県への給付費清算返還金等として67億2,684万3千円を計上いたしております。

次に、債務負担行為の補正についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表は、消費税増税に伴って、すでに昨年度議決をいただいております債務負担行為の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願います。

議長（奥村 守）議案第1号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

議案第1号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決をいたします。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第9 議案第2号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案

■日程第10 議案第3号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案

議長（奥村 守）次に、日程第9議案第2号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」及び日程第10議案第3号「平成26年度福岡県後期高齢者医療

広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上（いのうえ）事務局長。

事務局長（井上 秀敏）議案第2号と議案第3号を併せてご説明させていただきます。

「平成26年度一般会計・特別会計予算書」をご覧願いたいと思います。

平成26年度当初予算につきましては、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を基本といたしまして、保険財政の安定化、被保険者の健康長寿増進に取り組むものでございます。

予算の内容につきましては、医療給付費をはじめ、必要かつ適切な予算を計上するとともに、併せて医療費適正化等の事業の推進や事務の改善・効率化に取り組む予算としております。

予算書1ページをお願いいたします。

議案第2号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」でございます。予算総額は、歳入歳出それぞれ45億4,287万1千円でございます。平成25年度と比較いたしまして額にして40億9,550万3千円の増となっております。

その主な増加要因でございますが、平成25年度までは国が補正予算で対応しておりました低所得者の方々への保険料軽減のための交付金を平成26年度から国が当初予算措置することに伴いまして、当広域連合におきましても平成26年度当初から予算で交付金を受け入れるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表は、歳入歳出予算の款項別の金額を計上いたしております。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

7ページ・8ページをお願いします。歳入の主なものについてでございますが、1款1項1目1節「市町村負担金」は、市町村からの事務費負担金でございます。前年度比993万7千円減、3億2,128万6千円を計上いたしております。

2款1項1目1節「民生費国庫補助金」は、主に低所得者の方々への保険料軽減措置のための交付金を受け入れるもので、40億5,952万5千円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。1款1項1目の「議会費」は、議員34名分の報酬・旅費等を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。2款「総務費」は、前年度比40億9,568万1千円増の、45億3,153万6千円を計上いたしております。

1項1目の「一般管理費」の主なものについてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。職員32名分の「職員給与関係費」として、3億3千円を計上いたしております。また、4番目の「財務・会計・財産管理関係費」として、事務所賃借料、事務機器の使用料及び賃借料など3,971万2千円を計上し、5番目の「広報関係費」として、コールセンター運営委託料など3,268万8千円を計上いたしております。また、6番目の「基金関係費」としまして、14ページに記載してお

りますとおり、地方財政法の規定に基づき広域連合の財政の健全性を確保するための財政調整基金積立金として8,010万4千円、低所得者の方々の保険料軽減に活用する臨時特例基金積立金として40億6,604万1千円を計上し、基金関係費総額で41億4,614万5千円を計上いたしております。

以上、議案第2号「平成26年度一般会計予算案」の説明を終わります。

続きまして、議案第3号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」をご説明させていただきます。24ページをお願いいたします。

第1条は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ6,821億4,445万2千円でございます。平成25年度と比較いたしまして、医療給付費の伸びに伴い、72億9,860万6千円の増、率にして1.1%増となっております。

25ページ、26ページをお願いします。第1表は、歳入歳出予算の款項別の金額を計上いたしております。詳細につきましては、事項別明細書30ページ、31ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款1項「市町村負担金」は、1目「事務費負担金」及び市町村から受け入れる保険料と保険料の軽減分に相当する2目「保険料等負担金」、3目「療養給付費負担金」あわせまして1,155億8,532万2千円を計上いたしております。

2款「国庫支出金」として2,208億5,794万1千円を、3款「県支出金」として569億5,824万6千円を、5款「支払基金交付金」として、若人からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金として2,804億6,320万3千円を計上いたしております。

32ページ、33ページをお願いいたします。9款1項「基金繰入金」は、低所得者の方々の保険料軽減のため、臨時特例基金から43億6,808万4千円を繰り入れるものでございます。

次に歳出の主なものについてご説明します。36ページをお願いいたします。

1款「総務費」は、事務費等の経費でございまして、前年度比3,974万3千円減の10億6,506万2千円を計上いたしております。

1項1目「一般管理費」の主なものについてご説明いたします。

37ページをお願いいたします。2番目に記載しております医療保険者として実施いたしますレセプト点検関係費として1億7,831万8千円、3番目に記載しております受診状況を認識していただくため年3回に渡って被保険者の方に受診票と医療費通知票を発行する関係費として9,900万8千円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

9番目の電算関係費として2億3,750万4千円、10番目の医療費適正化関係費として「ジェネリック医療品利用案内通知」「重複・頻回受診者訪問指導事業」などの

医療費適正化関係費として合計で6, 227万1千円計上させていただいております。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

2款「保険給付費」は、医療費の伸びや被保険者の増加による給付費の伸びを見込み、前年度比83億1,900万円増、6,805億4,800万円を計上いたしております。これは歳出全体の実に99.8%を占めるものでございます。

次に48ページ、49ページをお願いいたします。3款「財政安定化基金拠出金」は、福岡県が管理運営する、保険料上昇抑制等のための財政安定化基金としての拠出金でございます。前年度は、福岡県が定めました拠出率に基づき9億9,579万円を当広域連合として計上させていただきましたが、平成26年度は、基金残高を勘案いたしまして県において拠出率を0%とする予定でございます。科目存置として1千円の計上させていただきます。

52ページ、53ページをお願いいたします。5款「保健事業費」は、健康診査等に要する経費でございます。3億4,526万6千円計上させていただきます。

以上、議案第3号「平成26年度特別会計予算案」の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

議長（奥村 守）議案第2号及び議案第3号につきまして、質疑、討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第2号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」を採決いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」を採決をいたします。

お諮りします。本件につきましても、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議がありましたので、これよりこの採決は起立によって行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成多数）

議長（奥村 守）起立多数であります。ありがとうございます。ご着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

■ 日程第11 議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」

■日程第12 議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」

■日程第13 議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

議長（奥村 守）次に、日程第11 議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」から日程第13 議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上（いのうえ）事務局長。

事務局長（井上 秀敏）それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第6号を一括して説明させていただきます。

議案集の3ページをよろしくお願ひします。まず始めに、議案第4号でございますが、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」について説明させていただきます。

提案理由でございますが、これは、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」これの一部改正が行われたことに伴いまして、本広域連合条文中の用語の整理を行うものでございます。

4ページは、条例改正の内容であります。5ページの新旧対照表でご説明させていただきます。条例第15条第1項第2号中に引用しております「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項」を改めるものでございます。施行日は、本年4月1日でございます。

続きまして、第5号議案「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」について説明させていただきます。

6ページをお願いします。提案理由でございますが、平成26年度における所得の少ない方々に係ります保険料の減額に伴い、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた基金の処分等に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

7ページは、条例改正の内容であります。8ページの新旧対照表でご説明させていただきます。具体的には、平成26年度において、「被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の被保険者均等割額の9割軽減」及び「低所得者に対する被保険者均等割額の8.5割軽減」を継続して実施するための財源を確保するためのものでございます。基金の処分について定めた条項及び条例の失効期限について、所要の改正を行うものでございます。施行日は、本年4月1日でございます。

続きまして、第6号議案「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」についてご説明させていただきます。

9ページをお願いします。提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法

律に基づきまして、本広域連合における平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めるとともに、平成26年度における所得の少ない方々に係る保険料を軽減するため、必要な事項を定めるものでございます。

10ページから11ページは、条例改正の内容であります。12ページから14ページまでの新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、12ページこちらの方の第9条は、平成26・27年度の保険料について所得割率を「100分の10.88」から「100分の11.47」に改め、第10条は、被保険者均等割額を「5万5,045円」から「5万6,584円」に改めるものでございます。11条については、保険料の賦課限度額を「55万円」から「57万円」に改めるものでございます。12ページ及び13ページの15条は、所得の少ない方に係る保険料の減額について、基準額の引き上げ等により、軽減の拡大を行うものでございます。

13ページの下から14ページの附則第22条から第24条につきましては、「保険料の賦課総額の算定の特例」、「被用者保険の被扶養者であった方に対する被保険者均等割額の9割軽減」及び「低所得者に対する被保険者均等割額の8.5割軽減」の措置を、平成26年度も継続して実施するため、所要の改正を行うものでございます。施行は、本年4月1日でございます。

以上、第4号議案、第5号議案及び第6号議案についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（奥村 守）議案第4号から議案第6号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより、議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りをいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥村 守）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りをいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませ

んか。

(「異議あり」の声あり)

議長(奥村 守) ご異議がありましたので、これよりこの採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を求めます。

(賛成多数)

議長(奥村 守) ありがとうございます。ご着席ください。賛成多数。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第14 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願

議長(奥村 守) 次に、日程第14 請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。2番、藤沢加代議員。

2番(藤沢 加代) 請願文を読み上げ、請願趣旨の説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度に関する請願。請願趣旨。高齢者の生活は、食料や水光熱費、燃料など生活必需品の値上がりの中で、年金1%引き下げさらに消費増税と続き、今でも高すぎる後期高齢者保険料が払えず保険料を滞納する方もおられ大変困難な状況にあります。このことは、全国で年金者組合を中心とした12万5千余通提出の行政不服審査請求運動が歓迎され展開されたことに表われております。また、1月30日、2月7日実施の後期高齢者医療制度に対する不服審査請求174人と口頭意見陳述にも、深刻な不満と不安が表明されたことはお聞きおよびと存じます。その内容は、「全国一高い保険料に納得できない」「年金カットや税、保険料の天引きで、暮らしは苦しい」「年齢で医療を差別する制度自体が問題」「国保は世帯単位、75歳になったらなぜ世帯から切り離すのか」「後期医療や生保のリハ治療の点数が減点されている。差別ではないか」などなどでした。

後期高齢者医療の福岡の現状2013年11月1日現在では、被保険者592,987人、平均保険料78,788円、全国平均は66,787円です。全国でも5番目に高く、保険料率は均等割額55,045円で全国1位、所得割率も10.88%と全国1位です。平成26・27年度の後期高齢者医療保険料は均等割額56,584円、所得割率11.47%とさらに値上げ予定です。後期高齢者医療制度の保険料が2年ごとに値上げを繰り返すのは、75歳以上人口と医療費の増加に応じて保険料が自動的に引き上げられる仕組みだからです。また、同じ所得でも住む県が違えば保険料が異なる、高齢者が差別される制度となっており、多くの矛盾が含まれており、政府がいったん廃止を決定したことは当然のことです。

命と直結する短期保険証は3,708件、前年同時期3,580件より増加しています。その内3ヵ月証を交付する市町村は筑紫野市35件、朝倉市21件など85人の方が3ヵ月証を交付されています。厚生労働省のデータでも全国平均で短期証発行率は0.2

48%ですが、福岡県は0.62%と異常に高い交付率です。高齢者は慢性的な疾患を持っており、病院などの受診時必要です。

以下の項目についてお願いいたします。

- 1 高齢者の人口の増大が保険料値上げに直結する制度として成り立たない後期高齢者医療制度、年齢で命を差別する制度について福岡県後期高齢者医療広域連合議会として国に対して速やかに見直し・廃止を求めてください。
- 2 平成26年・27年度の保険料の引き上げを止め、高すぎる保険料を引き下げてください。
- 3 低所得者に対し、福岡県独自の保険料減免制度を設けてください。
- 4 高齢者は慢性的疾患を抱えており、受診の手控えは危険です。保険料未納者に対する短期保険証の発行を止め、正規の保険証をすべての高齢者に発行してください。

以上、請願の趣旨を申し上げました。

議長（奥村 守）本請願に対する執行部の参考意見を求めます。

事務局次長（後藤 基明）議長。

議長（奥村 守）後藤事務局次長。

事務局次長（後藤 基明）後期高齢者医療制度に関する請願に対する考え方について、お手元の配付資料に沿ってご説明いたします。

請願項目1「高齢者の人口の増大が保険料値上げに直結する制度として成り立たない後期高齢者医療制度、年齢で命を差別する制度について福岡県広域連合議会として国に対して速やかに見直し・廃止を求めてください」につきましては、後期高齢者医療制度については、昨年8月社会保障制度改革国民会議からの報告書では、「創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。」とし、「今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である。」との考えが示されました。また、この報告書を受け、昨年12月公布・施行されました、法制上の措置を定めた、いわゆる「プログラム法」では、後期高齢者医療制度については、現行の枠組みを維持することとされております。

本広域連合といたしましては、引き続き、現行制度の円滑な運営に取り組むとともに、国の動向等を注視し、状況に応じて必要な改善を行うよう国や関係機関への要望等を実施してまいりたいと考えております。

2番目の「平成26年・27年度の保険料の引き上げを止め、高過ぎる保険料を引き下げてください」につきましては、後期高齢者医療制度では、高齢者医療を社会全体で支える観点から、医療給付費のうち、約5割を公費、約4割を現役世代の保険料、残りの1割を保険料として被保険者にご負担いただいております、世代間の負担を明確にした制度であります。

また、その保険料率は、2年毎に2ヵ年度分を通して算定することとなっております。平成26・27年度の保険料の改定においては、若人人口の減少に伴う後期高齢者負担

率の上昇等により、1人当たりの平均保険料は、7.5%の増加が見込まれましたが、剰余金約61億円全額の活用により4.6%の抑制を行い、さらに新たに拡大された低所得者の負担軽減対策による1.5%減少を反映させると、保険料の上昇幅は、1.4%となるようです。

高齢者の医療費が全国で最も高い福岡県の場合は、保険料の負担も全国平均に比べて、高くなっております。このため、本広域連合では、第2期健康長寿医療計画に基づき、医療費の適正化に向けた様々な取り組みを実施しているところでございます。

また、国に対しては、全国広域連合協議会から、国庫負担の増や現行の保険料軽減措置の継続を要望しております。

次に、請願項目3「低所得者に対し、福岡県独自の保険料減免制度を設けてください」につきましては、低所得者に対する保険料の軽減につきましては、国において均等割額の減額割合を7割から9割に拡充する等の特別対策が行われており、平成26年度からは、さらに、均等割額の2割と5割の軽減拡大が実施され、全体の6割を超える方が軽減の対象となります。また、本広域連合では、災害や事業の休廃止、失業などの理由により保険料の納付が困難となった方に対し、条例による減免措置を設けております。

なお、低所得者に対する独自の保険料軽減措置につきましては、その財源を他の被保険者や市町村に求めることとなるため、難しいものと考えております。

請願項目4項目「高齢者は慢性的疾患を抱えており、受診の手控えは危険です。保険料未納者に対する短期保険証の発行を止め、正規の保険証をすべての高齢者に発行してください」につきましては、厚生労働省は、収納対策について、滞納初期の段階からきめ細やかな対応を行うことが必要であり、とりわけ滞納被保険者と接触して納付相談の機会を増やすことが重要であるとして、短期被保険者証の交付を繰り返し行うことを求めています。これを受け、本広域連合を含め、全国の広域連合において、短期被保険者証の運用を行っております。短期被保険者証は、有効期限が短いのみで、受診にあたっては、通常の被保険者証と同様であるため、受診抑制につながるものではありません。また、被保険者間の負担の公平を図る上からも、必要なものと判断しております。

なお、本広域連合の交付要綱では、保険料の滞納額が調定額の10分の3を超える方を短期被保険者証の交付対象者としておりますが、分納誓約を誠実に履行されているなど、一定の条件に該当する方は、市町村の判断で、交付対象者から除外することとしており、引き続き、適正な制度の運営に努めてまいります。

以上でございます。

議長(奥村 守) 請願第1号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りをいたします。本件について、採択することに賛成の議員は、起立を願います。

(起立少数)

議長(奥村 守) ありがとうございます。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において可決されました各案件につきましては、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥村 守) ご異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会(15時23分)

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございます。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

奥村 守

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

松下 俊男

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

今 富 壽一郎